

いわゆる「共謀罪」の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案を参議院において
強行採決したことに強く抗議する会長談話

2017年（平成29年）6月15日

兵庫県弁護士会 会長 白 承 豪

本日、いわゆる「共謀罪」の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案が参議院法務委員会での採決を省略したうえで、参議院本会議において強行採決された（以下、成立した法を「改正法」という）。

改正法にて創設された「共謀罪」については、捜査機関の判断だけで、何ら違法性のない段階から、「一般市民」であっても、「共謀」の「嫌疑」を理由とした監視を招くおそれが払拭されていない状況にあり、「一般市民」のプライバシーや表現の自由が不当に制約されることが強く懸念されることなどを理由に、当会は、法案成立に反対する5回に及ぶ反対パレードを行うとともに、抗議声明の発出や反対運動を繰り返しており、「共謀罪」の創設に反対する一般市民の声も広がり続けている。

このような状況において、十分な議論がなされず、しかも参議院法務委員会の採決も経ることなく、採決が強行されたことは、国民主権・民主主義に著しく違反するものであるといわざるを得ない。

従って、今後も、改正法にて創設された「共謀罪」の廃止を求めていく所存であり、「共謀罪」の創設を含む改正法案に対する参議院での強行採決に強く抗議する次第である。

以上